

## 登録規程

長野県小学生バドミントン連盟（以下本連盟）は本連盟規約「第4章加盟及び登録」に基づき、加盟団体および会員の登録規程を定める。

### 第1章 加盟団体登録

#### 第1条 団体登録

本連盟を構成する加盟団体は長野県に存する小学生のバドミントン団体であり、該当年の総会で定められた期日までに次の手続きを終えなければならない。

(1) 団体登録料の払込

「会費等に関する規程」による金額を払込む事。

(2) 登録に必要な文書の提出

「長野県小学生バドミントン連盟登録様式の団体登録様式」を提出する事。

#### 第2条 中途加盟

該当年の総会で定められた期日以降に加盟したい団体は第1条(1)・(2)の書類を事務局に提出し、受理されることにより加盟となる。

### 第2章 会員登録

#### 第3条 加盟団体は所属の会員（選手）登録を行わなければならない。

また、随時での会員追加は可能である。

(1) 個人登録料の払込

「会費等に関する規程」による金額を払込む事

(2) 登録に必要な文書の提出

「長野県小学生バドミントン連盟登録様式の選手登録様式」を提出する事。

(3) 日本バドミントン協会登録について

日本バドミントン協会への会員登録は本連盟で行う。

### 第3章 会員の異動、大会参加の認可

#### 第4条 会員の異動

登録された選手の所属団体については、遠距離転居、所属団体の解散等やむをえない場合を除いて、同一年度内における異動は認めない。なお、やむをえない場合であっても、予選会後のブロック大会・全国大会においての変更は認めないものとする。

#### 第5条 大会参加の認可

第1条・第3条の手続きをしていない会員（選手）は、日本小学生バドミントン連盟及び本連盟を含む加盟団体が主催・主管する大会に出場することができない。

また、大会申込受付後においても、本登録規程に違反する事項が判明した場合は本連盟会長の決定により失格を含めて処置をとるものとする。

ただし、大会要項で登録を不問とする場合は適用外とする。

#### 附則

(1)本規程は、平成29年6月1日から施行する。

令和4年4月11日 改正